



個人住民税における給与支払報告書の課税漏れについて

令和6年度（2024年度）個人住民税において、事業所から提出された給与支払報告書の課税漏れが判明しました。

関係者の方には、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

■対象者

4名

うち、税額に影響のあった方は2名で、影響額は以下のとおりです。

	個人住民税	国民健康保険税	介護保険料	合計
A	163,000円	360,500円	37,700円	561,200円増
B	81,000円	被用者保険加入のため影響なし	40歳未満のため影響なし	81,000円増
合計	244,000円	360,500円	37,700円	642,200円増

※他の2名は、確定申告済み等により税額に影響なし

■原因

令和6年（2024年）1月に事業所（1か所）から提出された、令和5年（2023年）分の給与支払報告書（CD113名分、紙媒体4名分が同封されたもの）のうち、職員が紙媒体分の処理を失念したものです。

■概要・再発防止策等

11月28日（木）に翌年度課税の準備のため、今年度の課税資料を改めて整理したところ、課税ができていない資料があることが判明。税額に影響のあった2名の方には、12月2日（月）にお詫びと納入のお願いをしました。

なお、他に同様の事例はないことを確認済みです。

今後は、事務処理のフローを見直し、チェック体制を強化することにより、再発防止に努めます。

問合せ	総務部税務課 担当：田中（たなか）、熊崎（くまざき） 052-603-2211、0562-33-1111（内線110、129）
-----	---